

## 第6回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月5日(火)午後1時30分から午後3時13分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水静枝	2番	中村滋
3番	箱田裕史	4番	浦恩城由子
5番	佐藤勲	6番	寺崎正親
7番	今井隆	8番	須田直子
9番	大野俊彦	10番	信澤健治
11番	中沢幸子	12番	山田孝夫
13番	天田晃	14番	戸塚英子
15番	塚越勤	17番	石川大輔
18番	川野健一	19番	福田敬一
20番	西山康雄	21番	反保勉
22番	飯野利貞	23番	新井元
24番	設楽明志	25番	金井政明

4 欠席委員(1人) 16番 永井保伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木秀明
局長補佐	河野一則
局長補佐	荒木聡
係長	羽鳥大樹
主任主事	清水賢太郎
主任主事	安藤優太
主任主事	引田めぐみ

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

日程第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

日程第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

日程第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第9 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、第6回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。お願いします。

○会長 それでは、第6回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号16番、永井保伸委員から欠席との連絡がございましたので、本日の出席委員は全員25名のところ24名ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

それでは、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号5番、佐藤勲委員及び21番、反保勉委員の両名を指名いたします。

続きまして、また書記の任命は、事務局の安藤主任主事を任命いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速議事進行に入ります。

発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。

2番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い、申請地を取得したいとの申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請ござい

ます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて、効率的に耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて、効率的に耕作したいとの申請でございます。

7番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて、効率的に耕作したいとの申請でございます。

8番から10番は、取下げでお願いいたします。取下げの理由といたしましては、申請者より営農型太陽光事業の規模拡大をしたいとの申出がありましたが、申請地以外の圃場において管理が適切にされていない状況が以前から見られていたため、令和5年11月9日に北部の農業委員さん、推進委員さんと申請者とで改めて意見交換を実施いたしました。この内容を踏まえ、北部事前協議において協議したところ、営農型太陽光事業の拡大については時期尚早であり、申請者は人員の確保や既存の圃場の収量の確保を優先するべきと意見が出ました。これらの意見を申請者に伝えたところ、今月の申請を取り下げたいとの申出があったため、取下げでお願いいたします。なお、これらの関連案件である議案書19ページ、議案第3号ナンバー45、議案書20ページ、ナンバー49、議案書22ページ、ナンバー53につきましても、同様に取下げでお願いいたします。

11番、契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、一括案件につきましては取下げ3件を除く8件でございます。なお、この8件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から3条の説明がございました。今、8、9、10は取下げということで、取下げの理由を事務局から説明していただいたのですけれども、詳細な説明をお願いします。

○事務局 概要を先ほど担当のほうから説明があったところなのですけれども、改めまして説明させていただきます。

令和5年12月1日金曜日、先週の金曜日です。南部事前協議の後の北部事前協議において、譲受法人から提出された営農型太陽光の発電設備の申請について事前に意見を出し合いました。協議の結果、取下げという話があったのですけれども、申請を受ける段階ではないといった結論に至りました。このような結論づけた理由というのですか、継続して農業委員会が下部の農地の適正利用を指導しているのですが、問題解消にはまだ至っていない。また、既存農地を耕作していくための体

制が整っていない、こういった指摘もありました。

そういった意見を踏まえて、営農型太陽光の新設、規模拡大は時期尚早であるというのが北部事前協議の意見としてまとまりました。その結果を申請人のほうにお伝えしたところ、申請を取り下げる、そういった話になったことをご報告させていただきます。

なお、下部の農地の適正利用に向けて、改善できている部分もある、こういった発言もあったことから、申請人は決して何もしていない、そういったわけではなくて、まだ改善に向けて道半ばというのですか、そういった状況であると認識はしているところです。

以上、取下げの経緯ということでご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○会長 今係長のほうから、取下げの理由ということで細かい説明がございました。そうすれば、どちらにしてももう少し、来期いろいろな農作物を植え付けして、その生育状況とか、また管理状況、それを見てもらって、また追々どのような判断をするか、そういうことだと思います。

それでは、8、9、10を除きまして、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。この中で、ナンバー2ですか、遺言執行者なんて、前回も出てきましたっけ前々回かな、それなので、皆さんにも遺言執行者とはどういうあれですかなんて説明をしてもらったのですけれども、覚えていますか。質問がなさそうなので、それではこれより審議に入りますけれども、異議がなければ、8、9、10を除いて許可としてよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、議案第2号に入ります。農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため、更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められておまして、令和6年3月22日から令和16年3月21日までの10年間の申請でございます。

本申請地は、令和3年に営農型太陽光の下部の農地で秋田フキを栽培する許可を受けまして、今回が3年を経過し、初回の更新となります。申請人は、認定農業者であり、市内の別の圃場でも太陽光パネルの下部の農地で秋田フキを栽培しておりまして、収量8割の要件を満たし、8月の総会にて10年間の更新の許可を受けております。

それでは、別添、農地法第4条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面でございます黒く囲まれた箇所が申請地でございます。高崎市立上室田小学校から北西に約800メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。こちらは案内図でございます。申請地周辺は、東側は山林及び保安林、北側と南側は農地、西側は公衆用道路に接しており、南側に農振農用地の広がりがありまして、申請地も農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。こちらが公図の写しでございます。図面を見開いて御覧ください。図面中央の2筆が申請地でございます。

1枚おめくりください。こちらは太陽光パネルの配置図及び立面図でございます。本申請は更新の申請でございますので、こちらの図面のとおり既にパネルが設置されております。配置されたパネルの枚数は946枚ございまして、計画発電量は253キロワット、架台支柱の本数は363本でございます。支柱部分の面積は1.63平米ございまして、申請地の全体面積1万558平米のうち、支柱部分に関わる面積1.63平米が一時転用の許可申請部分となります。また、こちらの図面の右上に立面図がございます。こちらが営農型発電用のパネルでございますので、最低地上高が3メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルで設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要ですが、パネル下部の面積は1,571.87平米でございます。

1枚おめくりいただきまして、営農型発電設備を計画している農地の営農計画ですが、下部の農地に作付する作物は引き続き秋田フキでございます。面積は1,571.87平米ございまして、2年目以降も同様の内容でございます

次に、年間の営農計画でございます。2月から3月にかけて除草及び追肥を行い、4月、5月にフキを出荷いたします。6月に除草及び追肥を行い、7月からは二期作の実験を行いまして、10月、11月にかけて除草及び追肥を行いまして、12月、1月にフキノトウを出荷する計画となっております。

1枚おめくりください。次に、利用する農業機械でございますが、耕作協力者所有のトラクター1台と除草のための草刈り機やチェーンソーを使用するとのことでございます。

農作業に従事する者の農作業経験につきましては、作業歴は5年間ありまして、そのうち秋田フキにつきましても5年の作業歴がございます。

1枚おめくりください。発電設備による営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、秋田フキは半陰性植物であり耐陰性に強く、太陽光パネルの下部での栽培には適していると思われま。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高3.0メートル、最高地上高約3.8メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。作業を効率的に行う上で必要となる

空間の確保につきましても、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、地域の平均的な単収が10アール当たり3,000キロに対し、単収見込みは2,400キロと見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。現状としましては、今現在株の養成を主としておりますので、出荷量のみで4割程度の収量とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降は出荷の際の伝票ですとか、あとは現地の写真でございます。こちらは参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明が終わりました。

それでは、これより調査班報告に入ります。今回は第1班の調査ということで、調査班長の石川大輔委員から報告をお願いいたします。

○17番石川委員 事前調査報告、第1班班長、石川大輔。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者3名の出席でした。

質問1 事務局から、今回の圃場では収量が8割に満たないと説明がありましたが、もう一つの圃場では8割以上の収量を確保し、10年間で許可を受けています。収量が確保できなかった原因など、思い当たる節があれば教えてください。

回答 昨年の10月頃まで圃場の東側半分で鉄塔工事をしていたため、作付面積が少なかったことが大きな原因と考えています。

質問2 鉄塔工事が終わって、面積が確保できるようになると思いますが、これからは8割以上の収量が取れると見込んでいますか。

回答 はい。工事期間に使用できなかった箇所には、今年の4月に植え付けました。順調に生育していますので、問題なく収穫できると見込んでいます。

質問3 栽培しているフキは全て秋田フキですか。また、フキは一度植え付けてから何年ぐらい収穫ができますか。

回答 栽培しているのは全て秋田フキです。フキは、1年に30センチほど根が伸びて、二、三年で畑の畝の間を埋めていき、根が密集し過ぎると枯れてしまいます。そうならないよう定期的に根を取り除き、長期間収穫できればと考えています。

質問4 パネルの下での栽培で、特に注意していることや対策していることはありますか。

回答 パネルの下だからということではありませんが、やはり雑草には気をつけています。まだ株の養成を主としている段階なので、除草作業には苦勞しています。

質問5 二期作を試しているということですが、品質や収穫量に違いはありますか。

回答 収穫したフキを調理して食べてみましたが、味や硬さなど品質に差はありませんでした。また、2回目も収穫量自体は確保できていますが、梅雨時期の泥跳ねを落とす作業やナメクジを取り除く工程に時間を取られて、出荷する量は減少しました。挑戦した結果、問題なく収穫はできるという結論に至ったので、将来的に6次産業化を目指す上でも大きな強みになると感じています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま石川班長の報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

きちんと管理されれば、このように最後の写真にもありますように、生育も旺盛で収量もそれなりに取れたということで、よくこういう申請してくる中に、申請理由にこの作物は半陰性ですなんてあるのだけれども、これは日陰でも大丈夫かななんて農作物ですか、ちょっと本当だろうかなんて疑う面もあるのですけれども、きちんと管理をすればそのようになるということです。

それでは、どうですか、皆さんから質問等なければ、許可相当と……

お願いします。

○25番金井委員 この場合採算性というのは結構取れるものなのですか。

○会長 では、事務局か、あとフキ栽培している人、もし分かれば説明してくれればと思うのですけれども、事務局のほう。

○25番金井委員 そんなに高いものではないですよ。

○会長 この間、幾らぐらいだって言ったっけ。何かちょっと言っていたね。

○21番反保委員 1回目が700円って言っていましたね。2回目が100円だって。

○会長 申請で分かるように出ているわけだ、大体幾らって。

○職務代理 加工費なら700円ぐらいだ、1キロ。

○会長 フキを出荷している人はいないかな。

○24番設楽委員 はい。

○会長 やっている、では参考に。

○24番設楽委員 直売所で販売しているのが、大体300グラム安くて150円、春先の高いときで200円ぐらいです。ですから、この値段を見ると本当にないときが700円というのはいい値段だと思います。十分ペイできると思うのですけれども、問題はいっぱい出たときは、もう鎌で刈り取るぐらい出るので。

○会長 直売所でははけない。

○24番設楽委員 直売所では全てはけないので、売れる量が決まっているので、こんなに広い畑でどうするのだろうと思ったら、やっぱり市場出して、これだけ100円でたたかれてしまうのかというのは、やっぱり6次化を考えないと厳しいと思います。

- 会長 収穫したフキがその値段で全部売れば、何にしてもそうですが。
- 24番設楽委員 山菜に近いので、本当にちょっとあれば皆さん買っていくけれども、いっぱい大根みたいに買うものではないので季節物ですね。最初はありがたいですけども。
- 会長 フキノトウが随分値がいいなんて、前に吉井の新井さんか、何かいい値段だとか言っていたけれども。
- 職務代理 300グラムかい、こんなものでハウレンソウと同じような。
- 会長 あとは出荷先、よく考えて有利に売れるようなところを探して、今生産しても、それをいかに適正価格で売るか、販売先を確保するのが大事なことで。
- 25番金井委員 知っている人がやったのですけれども、なかなか採算性が取れないという話があったのですけれども、なかなか売れないしというので。だから、どうなのかなとちょっと気になったのですけれども。
- 会長 事務局のほうは分からないと思います。これは生産者に聞くのが一番だ。
- 職務代理 やっぱり取れ高というか量だよ。
- 事務局 そうですね、許可要件に照らし合わせると、金井委員さんのおっしゃるように、要は営農を続ける作ればつくるほど赤というのも、そういった考え方もあるのですけれども、許可要件の中で下部の農地で耕作していく、栽培していた結果、極端な話、その作ったものを売らなくてもいい、8割要件、要は8割取ればいいという許可要件の話になってくるので、事務局としても必要以上に確認はしていないというのが正直なところですよ。
- 会長 収穫量ですからね。ほかにございますでしょうか。
- それでは、伺います。ナンバー1につきまして、異議がなければ許可相当としてもよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 分かりました。
- それでは、第4条の一括審議に入りたいと思います。
- では、説明をお願いします。
- 事務局
- 2番 駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという露天駐車場の申請でございます。
- 3番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地671.59平米と一体利用の申請でございます。
- 4番 申請地を駐車場として整備し、隣接地で事業を行う法人に貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

5番 住宅市敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地200.82平米と一体利用の申請でございます。

6番 申請地を駐車場として整備し、地元町内会の公民館駐車場として貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

7番 直売所として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという直売所の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。

8番 借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、準工業地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請の一括案件は7件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんよりご質問等をお受けいたします。

これとってなければ、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1並びに及びナンバー2については事前調査案件となっております。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議をすることといたします。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

ナンバー1とナンバー2は関連する案件でございますので、一括してご説明いたします。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて砂利を採取し、販売したいという砂利採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和6年1月9日から令和6年11月30日までの10カ月間の申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて表土置場として使用したいという表土置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和6年1

月9日から令和6年11月30日までの10か月間の申請でございます。なお、一時転用完了後は良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1、ナンバー2の審議資料を御覧ください。

1枚目が案内図でございます。申請地は、図面の赤く着色された箇所でございます。申請地は記載がございませんが、阿久津下水処理場より南に約1キロメートルの場所に位置しております。南側は鑓川堤防があり、東側及び西側、北側は農地の広がりがございます。農地種別につきましては、申請地の全ての筆が農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧ください。こちらが公図の写しでございます。緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路、水路及び農地に接しております。なお、申請地に隣接する農地の所有者には事業内容を説明しており、所有者から同意書をいただいております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目を御覧ください。こちらが土地利用計画図でございます。緑で塗られた箇所が採取箇所、黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所については、砂利採取法に基づき、隣接地から2メートル、公衆用道路から6メートル、水路から3メートルの距離で設ける計画でございます。採取箇所は、図面のとおり2か所に区切られております。採取箇所内は勾配をつけ、中心部でございますオレンジ色の点線内が一番深く掘削する箇所でございます。掘削に伴う表土につきましては、表土置場に保管します。掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取面積は5,977平米、採取量は3万5,850立米でございます。また、乾燥時や砂利の運搬時には散水を行い、周辺の農地に被害を与えないよう、防塵に努めると伺っております。採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置し、表土置場の外周はガードロープ等を設置します。青色の網掛け箇所が車両の出入口でございます。

2枚おめくりいただきまして、5枚目を御覧ください。こちらが表土置場の案内図でございます。図面の赤色で着色された箇所が表土置場でございます。申請地は、県道寺尾・藤岡バイパスの西に位置し、申請地の南側は鑓川堤防があり、東側及び北側は農地の広がりがございます。農地種別につきましては、農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、公図の写しでございます。緑色で着色された箇所が表土置場の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路、農地に接しております。なお、申請地に隣接する農地の所有者には事業内容を説明しており、所有者から同意書をいただいております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが土地利用計画図でございます。図面下の赤色で着色されている箇所が表土置場でございます。表土を置く高さは2.5メートル以内に制限し、近隣には迷惑がかからないよう配慮すると伺っております。また、埋戻しの計画につきましては埼玉県秩父郡皆野町の山土を購入し、埋戻しを行いまして所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利

は埼玉県上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告に入ります。

それでは、石川班長、お願いいたします。

○17番石川委員 事前調査報告、第1班長、石川大輔。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 ここ数年で、申請地以外の農地を一時転用し砂利を採取していますが、復元後の農地では問題なく耕作できていますか。

回答 復元後、3年間は自社のトラクターで畑の土を起こしたり、田植え等の作業を代行し、問題なく耕作ができる状態であることを確認し、お返ししていますので、所有者から耕作に支障があるといった苦情やトラブルはありません。

質問2 農地に復元する際、あぜはどのように復元するのですか。

回答 事前に測量を行い、構図の座標値と衛星からの座標値を重ね合わせて境界を確定させます。なお、現状のあぜがずれている場合は、所有者立会いの下、境界を確定させます。

質問3 掘削により水脈に当たることはありませんか。

回答 10メートル程度掘削する計画ですが、この辺りでは水脈は約30メートル以上の深さにあるため、水脈に当たったことはありません。

質問4 埋め土には、前回と同じ秩父郡皆野町の土を使用するのですか。

回答 はい、前回と同様、品質管理された良質な土で埋め戻す計画です。

質問5 申請地の周辺には小中学校と幼稚園があります。大型車が通学路を通行することもあるかと思いますが、安全対策をしっかりと行ってください。

回答 事前に、学校等施設に対して事業内容を説明しております。通学時間帯に合わせ通学路には警備員を配置するなど、安全確保に努めます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたら、お願いいたします。

お願いします。

○25番金井委員 申請地と川の間には1つ土地が残っているのです。申請地と、それから河川の間には三角形の土地が残っているのですけれども、これは掘削のときに影響はないのですか。

○会長 それでは、今の質問に対して事務局、お願いします。

○事務局 金井委員から質問いただいたところについては、多分事業者的にはこの土地も含めて砂利採取場として使いたかった、採取したかったというような意向なのですが、地権者さんがそれをよ

しとしなかつた手前、ここの部分が取り除かれた事業計画になってしまっているのですけれども、ここの農地については砂利採取法に定められた隣接地との保安距離が定められておまして、公道とかであれば6メートルで、隣地との間は3メートルですか、2メートルとか3メートル以上距離を確保して、さらにそこから安全勾配45度だと思っておりますけれども、傾斜をつけて要は隣の農地に影響が出ないようにするような対応というのですか、そういったことがされているので、影響はないという回答になります。

以上です。

○会長 このぐらいのところなら採取してもらったほうがよかったと思うけれども、いろいろあるのでしょうか。

それでよく委員の皆さんから井戸に関する、これだけ掘って大丈夫ですかって、あの近くに木部のトマト団地があるのです。それで、よく聞くと木部のトマトもやっぱり井戸を掘ってやっているもので、50メートルぐらい掘ってトマトに散水したり、いろいろなところで水使うということで、結構深くまで掘らないと水脈がないということでもあります。ほかに鑛川、昔は鑛川はここが広くて、砂利が堆積したのでしょうか。結構ここは広い面積で砂利が出ているので、この人も随分長くもう掘削をしているようです。

ほかに皆さんから何かご質問等。

なければ、ナンバー1とナンバー2、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、時間的にどうするかな、南部だけやりますか。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、近隣で飲食店を経営しているが、来客者及び従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地85.57平米と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は使用貸借、親族宅に住んでいるが、手狭なため、申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地160.13平米と一体利用の計画ござい

ます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地109.81平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、電気工事業を営んでいるが、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。雑種地794平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 説明の前に議案書に追記をお願いいたします。施設の概要欄に公衆用道路158平米、水路164.89平米と一体利用と追記をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアの申請でございます。払下げ予定の公衆用道路158平米、占用許可済みの水路164.89平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、イチゴ狩りの来場者用駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、電気工事業を営んでいるが、業務拡大に伴い資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

30番 契約内容は売買、転勤を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、需要が見込まれる申請地を買い受けて駐車場として整備し、貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

36番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、需要が見込まれる申請地を買い受けて駐車場として整備し、貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、福祉事業を営んでいるが、駐車場として使用している申請地が農地法

上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑466平米、宅地1,379.84平米と一体利用の申請でございまして、用途指定区分がございまして、準住居地域でございまして、

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、宅地257.22平米と一体利用の計画でございまして、

39番 契約内容は賃貸借、現在の資材置場が県道整備事業で収用されるため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、

40番 契約内容は売買、機械の設計製造業を営んでいるが、手狭なため、申請地を買い受けて工場を建築したいという工場の申請でございまして、

41番 契約内容は寄附、所有地に隣接する申請地を譲り受けて、境内地として使用したいという境内地の申請でございまして、用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございまして、

42番 契約内容は売買、所有地に隣接する申請地を買い受けて、境内地として使用したいという境内地の申請でございまして、用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございまして、

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の一括案件は40件でございまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご苦労さまでした。今ナンバー3からナンバー42、南部地区の案件について説明がございました。

これより審議に入るわけですが、ナンバー35並びに36については山田孝夫委員に関する案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできませんが、山田委員が申請人の代理人として申請された案件となっておりますので、ナンバー35、並びにナンバー36を最終の審議質疑といたしまして、その際は山田孝夫委員に一時ご退室をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー35並びに36を除いて、これより質疑をお受けいたします。

お願ひいたします。

○20番西山委員 24番についてお聞きしたいと思うのですが、普通だとイチゴ狩りだということ、これ季節的な11月から6月頃までの期間転用となると思うのですが、これ通年で借りるということらしいのですが、農業用附帯施設で駐車場ということはずっと駐車場で使うということで、今までイチゴ屋ではこういう形で出たことがないと思うのですが、その辺いかがですか。

○会長 今の質問に対して、事務局、説明をお願いします。

○事務局 近い将来近隣で事業を始めるという計画がございまして、そちらの駐車場も必要になると

ということで適地を探していたところということで、今後とも農地を転用して一時的ではなく、これからずっと使っていきたいという申請で受付をいたしました。

○会長 将来を見据えた駐車場ということで永年ですか、使うということですね。今の説明でよろしいでしょうか。

○20番西山委員 しょうがないのだろう。申請の理由が、これでいけばイチゴ狩りの来場者ってなるから、将来ということ为例え事務局で最初の説明のときに、そのような計画があるために通年で許可を取ったということを一言申し添えたほうがよかったかなと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。あとはナンバー18の遅れた理由ということで説明ございましたが、分かりました。

それでは、いいですか、ほかになれば、35と36を除いて許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、35と36に入りますので、山田委員さん、お願いします。

(12番山田委員 退席)

○会長 それでは、ナンバー35、36について、これより審議いたします。貸露天駐車場になっております。皆さんから何か質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。許可相当といたします。

それでは、入室してもらってください。

(12番山田委員 着席)

○会長 それでは、ちょっとここで小休止して、また引き続き行いたいと思います。

休 憩

再 開

○会長 先ほど南部が終わりましたので、これから北部地区の議案について進めていきたいと思えます。

それでは、ナンバー43から70です。

それでは、事務局、説明お願いいたします。

○事務局

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

44番 契約内容は使用貸借、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという庭用地の申請がございまして、宅地323.61平米と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

45番は取下げでお願いいたします。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、一体利用地の関連案件といたしまして、次のナンバー47が提出されております。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては一体利用地の関連案件といたしまして、さきのナンバー46が提出されております。

48番 契約内容は賃貸借、土木建築業を営んでいるが、利便性向上のため本社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

49番は取下げでお願いいたします。

50番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが、需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

51番 契約内容は使用貸借、市道の改修工事に伴い申請地を借り受けて近隣住民の仮設駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請がございまして、転用期間は令和5年12月23日から令和6年4月23日までの約4か月間でございます。

52番 契約内容は賃貸借、近隣で身体障害者用グループホームに土地建物を貸借しているが、従業員用の駐車場が不足しているため、新たに整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

53番は取下げでお願いいたします。

54番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請がございまして、転用期間は令和5年12月22日から令和6年6月30日までの約7か月間でございます。

55番 契約内容は賃貸借、介護事業を営んでいるが、施設の老朽化により事業継続が困難なため、申請地を借り受けて新たに介護施設及び障害者福祉施設を建築したいという介護施設及び障害者福祉施設の申請でございます。

56番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが、高崎で自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

60番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが、本社の敷地に倉庫を建築するに当たり、駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

62番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年12月22日から令和6年6月30日までの約7か月間でございます。

63番 契約内容は売買、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

64番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが、手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。宅地147.75平米と一体利用の計画でございます。

65番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが、駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

66番 契約内容は賃貸借、送電線の除却工事に伴い、申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和5年12月22日から令和6年3月31日までの約3か月間の申請でございます。

67番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

68番 契約内容は使用貸借、資材置場として使用している申請地が、農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという露天資材置場の申請でございます。雑種地2,715平米と一体利用の申請でございます。

69番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

70番 契約内容は売買、自宅敷地が狭いため、申請地を買い受けて庭用地として使用したいとい

う庭用地の申請でございまして、宅地158.77平米と一体利用の計画でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区の一括案件につきましては取下げ案件を除く25件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま北部地区のナンバー43から70ですか、一括して説明していただきました。この中で、取下げということでナンバー45、49、53、取下げ理由は先ほど3条のほうで説明したとおりでございまして。

それでは、これより審議、質疑に入ります。よろしくお願ひいたします。

これとってなければ、許可相当といたしたいところですがけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。それでは、許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第4号に移ります。農地法第18条の規定による許可申請について。

農地または採草放牧地の賃貸借の解約等をしようとする農地法第18条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について。

1番 平成23年から申請地を貸し付けているが、令和4年より耕作が放棄されているため、賃貸借を解約したいとの申請でございまして。

以上が18条許可申請1件の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

このような事例が、なかなかこういうことはないのですけれども、今回出てきたということで、私も県の常設で1件だけだったかな、出てきたことありますけれども、こういうことは、まれです。

こういうことは、あつては本当に困るのですけれども、これ未納が随分、平成27年から29年分、令和3年ということ、もうかなり年数あるから。

○事務局 5年分で65万程度と伺っております。

○会長 それが全部未納だということで、本当にちょっと皆さんのほうからどうでしょう。これだけ未納になっていて、第6号でこれは適合するということで、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのでありますがけれども、許可相当としてするのでありますがけれども、どうでしょう。

はい。

○20番西山委員 このハウスというのは、申請人がハウスを貸したということ。

○事務局 はい、そうです。

○20番西山委員 では、建物に対しても問題がないということだね、取り上げても。

○事務局 そうです。

○会長 ほかにございますでしょうか。

はい。

○23番新井委員 地元ということで、前の堀越委員さんと農林課のほうで再三連絡を取って、それが取れなかったということもあるので、ここに書いてあるとおり資材も置きっ放しのような状況です。そんな状況なので、解約ということで私は賛成で、次の方が借りるのであれば、そういう方向で行ってもらえばいいかと。

以上です。

○会長 ただいま新井委員さん、地元なので説明がございました。いまだに消息不明なのかどうなのか分からないけれども、そんな状況だそうです。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。これからこういう事例が出てこないことを望んでおるわけですが、そうすれば皆さんからこれとってなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますが、また5条のナンバー1とナンバー2も併せて農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、18条を終わりました。

それでは、報告事項ということで、第1号から第4号まで、事務局係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか6件、合計7件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は敷地拡張、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、合計11件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては令和5年9月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、開発許可の手の遅れにより、令和5年11月7日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

す。

2番以降につきましては、先月の総会において許可相当としていただいた案件になります。

4条申請はなく、5条申請35件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年11月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続きまして、その他ですけれども、事務局のほうは。

○事務局 大丈夫です。

○会長 大丈夫、これで一応総会は閉めますけれども、その後農林課のほうから皆さんにちょっと説明ございますので、残っててください。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第6回農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時13分 閉会